第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第一項、第二項及び第五項並びに第三十五条第一項から第三項までの項中「附則第十九条第一項、第二項」を「附則第十九条第二項」に改める。

第十一条第二項中「。以下この項及び第十七条第二項において「平成二十七年厚生労働省関係整備政令」という。」及び「平成二十七年厚生労働省関係整備政令第三十一条の規定による改正後の」を削り、「「改正後再評価令」を「「再評価令」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項の表改正後再評価令第四条の見出しの項から改正後再評価令別表第一の項までの規定中「改正後再評価令」を「再評価令」に改める。

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第四項の項を次のように改める。

なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第四項	組合員期間	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間
	改定する	改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第三号の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五条第二項	新共済法第八十四条第二項	改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十七条第二項
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六条第二項	新共済法第八十四条第二項	改正後厚生年金保険法第四十七条第二項

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第二項の項中「（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）」を削り、同表なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十二条の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十五条第一項	新共済法第八十四条第二項	改正後厚生年金保険法第四十七条第二項

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第四項の項を次のように改める。

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第四項	新共済法第四十四条の二から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで
	再評価率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

第十七条第二項中「平成二十七年厚生労働省関係整備政令第八条の規定による改正後の」を削り、「「改正後平成十六年厚年経過措置政令」を「平成十六年厚年経過措置政令」に、「）附則第十三条の二第一項」を「）第十三条の二第一項」に、「並びに改正後再評価令」を「並びに再評価令」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項の表改正後平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二の見出しの項中「改正後平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二」を「平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二」に改め、同表改正後平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二第一項の項中「改正後平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二第一項」を「平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二第一項」に改め、「（次項において「平成二十七年度従前額改定率」という。）」を削り、同表改正後平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二第一項の表の項中「改正後平成十六年厚年経過措置政令附則第十三条の二第一項」を「平成十六年厚年経過措置政令第十三条の二第一項」に改め、同表改正後再評価令第四条の見出しの項から改正後再評価令別表第一の項までの規定中「改正後再評価令」を「再評価令」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十三条第一項中「当該」を「（施行日において当該）」に改め、「に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項」を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例）

第二十八条の二　地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）が二十年未満である者又はその遺族（改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。）に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合には、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第一項及び附則第六十四条」と読み替えるものとする。

第五十八条第三項中「（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令の規定並びに第二条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の項及び第二十八条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額に関する経過措置）

3　平成二十八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩

平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎